

ネット広告を見てシリコン入れ歯を購入 届いたものは入れ歯 として使えない…

事 例

ネット動画を見ていたら入れ歯の広告が流れてきた。値段が安かったため、広告から 2 箱購入した。代引きで代金 8 千円を支払い、商品を開封したところ粗末な品物で、とても使用できるものではなかった。届いた際の送り状には販売サイトとは違う名称の返品センターと電話番号が記載されていたので何度も電話をしたが、つながらない。注文時の販売サイトの連絡先が分からない、返品したい。(70 代 女性)



アドバイス

- インターネットを利用して商品を購入する通信販売は、特定商取引法で広告規制があり、会社の名称、所在地、連絡を取ることができる電話番号を表示するよう定められています。正確な会社情報の記載がなかった場合には、悪質な販売サイトの可能性がありますので、注意が必要です。
- 送り状にある返品センターは、販売店の返品や返金手続きの代行を行っている事業者と考えられます。事業者と連絡がつかなければ返品返金は困難です。電話が混雑しているときは、日時を変えて連絡しましょう。
- トラブルに遭ったら、消費生活センターに相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2 階

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

